

民法改正（債権法改正）が

企業取引に与える影響と留意点

民法（債権法）改正法案が5月26日に成立し、3年の周知期間を経て、2020年を目途に施行される見通しです。今回の改正は、明治時代の民法制定以来、120年ぶりの大改正と言われており、債権分野の抜本的な見直しが行われ、改正は約200項目に及びます。時効期間の見直しや法定利率の引き下げ、約款に関する規定の新設など、実務への影響も極めて大きいところです。

そこで、本セミナーでは、同改正法案の重要ポイントを読み解き、契約や債権管理の実務において何が変わるのかをわかりやすく解説いただきますので、経営者の皆様はもとより総務担当者等の皆様も奮ってご参加ください。

〔講師〕

丸山法律事務所 所長

弁護士 丸山 和貴 先生

セミナーのポイント

1. 民法の歴史と平成29年改正の概要
2. 消滅時効期間の変更について
3. 法定利率の変更について
4. 売買契約、請負契約、保証契約等の改正について
5. 定型約款に関する規定新設について
6. その他

日時

平成29年9月5日(火)

午後2時～午後3時30分

場所

前橋商工会議所 3階 アイビー
(前橋市日吉町1-8-1 TEL 027-234-5111)

定員

50名(定員になり次第しめきります)

受講料

無 料

申込先

下記申込書をご記入のうえ、8月31日(木)までに
前橋商工会議所経営支援センター(TEL 027-234-
5115 FAX 027-234-8031)へお申し込みください。

【主催】 前橋商工会議所 経営安定特別相談室

経営安定セミナー「民法改正（債権法改正）が企業取引に与える影響と留意点」（9月5日）
受講申込書

事業所名		ふりがな 受講者名	
住 所		〃	
電話又は F A X 番号		〃	

上記のとおり申込みます。

(あて先) 前橋商工会議所